

令和7年第9回 坂戸市 農業委員会 会議録

1. 開催日時 令和7年9月25日 午後2時00分から午後3時12分

2. 開催場所 坂戸市役所201会議室

3. 招集者氏名 農業委員会会長 石川 猛

4. 議長名 農業委員会会長 石川 猛

5. 農業委員出席者 10名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
1	澤田一成	欠		7	林昇	出	
2	小川隆	出		8	林真由美	出	
3	小島保	出		9	栗原昇	出	
4	石川猛	出		10	松永貴夫	出	
5	小久保隆義	出		11	新井雅之	出	
6	浅見勉	出					

6. 最適化推進委員出席者 8名

内				訳			
議席	氏名	出欠	備考	議席	氏名	出欠	備考
12	齋藤文夫	出		16	鹿ノ戸健次	出	
13	西嶋正芳	出		17	人見武男	出	
14	岡野幸平	出		18	小川邦雄	出	
15	中島昭夫	出		19	岡野和紀	出	

7. 議事参与者

職	氏名	職	氏名

8. 事務局

職	氏名	職	氏名
事務局長	岡田全弘	主任	赤澤結
次長	小俣千秋	主事	蛭間祐貴

9. 開会

会長 石川 猛 は議長席に着き、出席農業委員が定足数に達していることを確認したため、令和7年第9回坂戸市農業委員会総会の開会を宣言した。

10. 議事録署名委員選任の件

議長は、本件について、議長の指名により推薦したい旨を諮ったところ、全員の賛同を得たため、次の者を指名選任した。

委員 栗原 昇

委員 松永 貴夫

11. 議決事項及び議事の要領

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議 長 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1番の案件については、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりです。譲受人の経営状況については、不耕作地なし、従事者数3名、年間従事日数150日となっています。

譲受人は市内にて約0.5haの農地を耕作しており、申請事由は、経営規模の拡大を図るためです。

申請地については、事務局にて農地として管理されていることを確認しています。

農地法第3条の許可要件ですが、全部耕作要件については、所有する農地に違反や非農地、不耕作地は無く、申請地を譲り受けてもこれまでと同様に支障なく耕作が可能と考えます。また、農地取得後においても、これまでと同様に農業に従事され、周辺農地の営農に支障を及ぼす恐れはないと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当しないものと考えます。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 中島推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1番案件の譲受人は、規模は大きくないものの、代々稲作を中心に農業を営んでおります。対象地は譲受人の所有農地の隣地であり、長い間耕作を任されていたそうです。現在は譲受人とその息子が耕作を行っているそうです。譲渡人は今後耕作を行う予定は無いため、対象地を贈与することを決めたそうです。

対象地は現在と同様に、譲受人が親子で管理を行うとのことですので、小委員会において譲受人が申請地を取得しても問題ないとの結論に至りましたので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請については取得後の営農見込み有りと認め、許可と決定したいと思いますので、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第33号については許可と決定します。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について

議 長 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1 番の案件について、申請人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、ごみ集積所への転用となります。

今回の申請については、申請地周辺で農地転用の許可を得た数件の自己用住宅の建築があり、同じ地域内にある既存のごみ集積所がすでに満杯のため、新たなごみ集積所が必要になったことから、今回の申請となりました。今回の申請は、申請人が個人で転用申請を行い、許可後に地目を雑種地に変更したうえで地元の自治会へ寄付を行うとのことです。

現地については、農地として適正に管理されていることを事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから農地法第4条第6項各号には該当しないことから、許可基準に適合していると考えております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。

1 番 入西地区 人見推進委員

(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委 員 1 番案件の申請地については、現在は不動産会社が管理を行っているそうです。申請地は転用許可が行われ、新しく住宅が建ってきている場所の近隣にあります。今後も世帯の増加が見込まれることから、既存の集積所では手狭であり、距離も離れていることから、今回の申請となりました。工事終了後は、地区へ寄付するとの話を聞いております。

小委員会といたしましては、設置はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いします。

議 長 説明が終わりました。質疑等がありますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第34号は、許可相当と決定します。

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

事務局 【議案書を朗読し、案内図及び現地写真により申請地の説明】

1 番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

今回の申請地につきましては、地目が山林及び宅地を含んでおりますが、現地

については多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

2番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については下水道管への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

3番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

4番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、多少雑草が繁茂しておりますが、農地として問題はないと事務局では考えております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha以上の集団的に存在する農地内に位置していることから第1種農地に該当すると考えられますが、申請の目的が、第1種農地の不許可の例外を規定している農地法施行規則第33条第4号に該当すると考えられ、いわゆる集落接続のある農地と考えております。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については合併浄化槽を経て隣接する水路への放流となってお

り、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずる恐れはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

5番の案件について、譲受人及び譲渡人、土地の所在、地番、地目、地積は議案書に記載のとおりとなります。申請の事由については、自己用住宅への転用となります。

現地については、農地として問題はないと事務局で確認しております。

農地転用許可基準の立地基準ですが、10ha未満の集団的に存在する農地内に位置していることから第2種農地に該当すると考えられます。

また、一般基準を満たしており、転用目的の妨げとなる権利を有する者はなく、住宅からの排水については、合併浄化槽を経て側溝への放流となっており、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれはないと考えられます。

以上のことから、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可基準に適合していると考えております。

議長 担当地区より説明をお願いします。
1番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員
2番 坂戸地区 鹿ノ戸推進委員
3番 入西地区 浅見委員
4番、5番 大家地区 岡野 和紀推進委員
(申請地の写真をスクリーンに映して説明)

委員 1番案件については、昨年から先月にかけて複数回申請、許可があった土地の隣接地になります。譲渡人は高齢で、遠方に住んでおり、自身で農業は行わず、後継者もないことから農地を手放すこととなりました。
周囲はほとんどが住宅であり、周辺への影響もないと考えられるため、小委員会としましても、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、皆様のご審議をお願いします。

委員 2番案件については、申請地は現在休耕状態の農地となっております。近隣農地への影響については、鶴ヶ島市の市街化区域に隣接しており、住宅に囲まれていることから農地への影響はございません。
小委員会としましては、転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をお願いいたします。

委員 3番案件については、譲渡人は高齢により足腰が悪くなり、耕作や農地の管理が難しくなったそうです。家族と相談した結果、農地を転用し、娘の住宅を建てることで近隣に住んでもらうこととしたそうです。
周囲は住宅が建ち並び、周辺農地の耕作に影響はないと考えます。小委員会としましては慎重に協議した結果、転用はやむを得ないとの結論になりました。委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員 4番案件については、譲渡人本人は体調が悪く、その子どもが維持管理を行っている状態だったそうです。譲受人の希望に沿う土地がなかなか見つからなかったこともあり、今回の申請地での転用を考えたそうです。
近隣農地への影響については、近隣で耕作はほとんど行われていないため、影響はないと思われます。小委員会においてもやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

5 番案件については、譲渡人は施設に入っているため耕作や管理は行えません。申請地は、以前に転用許可を受けた区画内の最後の農地となるため、周囲への影響等も問題はないと考えます。小委員会においても転用はやむを得ないとの結論になりましたので、委員皆様のご審議をよろしくお願いします。

議 長 説明が終わりました。ご質疑等はございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。

議案第 3 5 号 農地法第 5 条の規定による許可申請については、許可相当と決定したいと思いますが、これに賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。議案第 3 5 号は、許可相当と決定します。

議案第 3 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長 議案第 3 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について審議します。なお、4 番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第 1 0 条の規定による議事参与制限に該当し、7 番の案件については、坂戸市農業委員会会議規則第 1 0 条の規定の準用により議事参与制限に該当するため、始めに 4 番及び 7 番を除いて審議を行います。事務局より説明をお願いします。

事務局 【農用地利用集積等促進計画（案）により説明】

農地中間管理事業として設定の申出があった農地について、農用地利用集積等促進計画を一括方式で設定するものになります。

農地中間管理機構から貸借権の設定を受ける耕作者数を件数としており、議事参与制限分を含めた数字となりますが、件数 8 件、筆数 5 1 筆、面積が合計 4 6, 3 5 0 m²となっており、契約の始期は全て令和 7 年 1 2 月 1 日となっております。

1 番については、耕作者は主に勝呂地区で約 5 h a の農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

2 番については、耕作者は主に大家地区で約 2 h a の農地を耕作しており、主に果樹、ぶどうの栽培を行っております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

3 番については、耕作者は主に入西地区で約 1 h a の農地を耕作しており、主に露地野菜を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

5 番については、耕作者は主に入西地区で約 8 h a の農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

6 番については、耕作者は主に三芳野地区で約 4 h a の農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

8 番については、耕作者は主に勝呂・坂戸地区で約 8. 8 h a の農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては農地所有適格法人以外の法人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

また、今回農地中間管理機構から貸借権の設定を受けるために計画書等を提出された耕作者の中に、確認要件における「全部耕作」の項目において、非該当の可能性のある農地があることを事務局で事前に確認いたしました。耕作者本人に確認し、該当農地の是正が行われるまでは「全部耕作」要件に違反となる旨を伝えたところ、今回の提出については取り止めるとの話がありましたので、情報としてお伝えいたします。

次に、現在の農用地利用集積状況を参考値としてお伝えいたします。集積状況については農用地利用集積等促進計画（案）に関する議案においての参考情報のため、中管管理事業分の議案がございませんでした 7 月・8 月分につきましては割愛させていただいております。最新の参考情報として、9 月分のみ記載しております。

令和 7 年 9 月 3 0 日で終期を迎える利用権及び農地中間管理事業はなく、令和 7 年 1 0 月 1 日始期の農地中間管理事業の面積も同じくなく、合意解約された面積 1, 9 2 5 m²を差引しますと、令和 7 年 1 0 月 1 日設定後の利用集積面積は 3, 4 6 7, 7 7 7. 8 6 m²となります。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
1 番 勝呂地区 林 昇委員
2 番 大家地区 岡野 和紀推進委員
3 番、5 番 入西地区 新井委員
6 番 三芳野地区 齋藤推進委員
8 番 勝呂地区 岡野 幸平推進委員

委 員 1 番の耕作者については、赤尾地区内にて水稻栽培をされており、後継者の娘夫婦とともに耕作を行っております。借入面積が増えても問題なく耕作が可能と考えておりますので、皆様のご審議をお願いいたします。

委 員 2 番の耕作者については、今までも経営農地をきれいに耕作されており、今後とも問題なく耕作が行えると考えますので、皆様のご審議をお願いいたします。

委 員 3 番の耕作者については、私自身が農業委員になりたての頃に行った農地パトロールにおいて、当時雑草が繁茂している農地に、1 1 月から新しく玉ねぎを植えると答えた方になります。現在は問題なく農地を耕作されており、今後とも特段問題はないと考えます。皆様のご審議をお願いいたします。

5 番の耕作者については、地元が同じで、昔からよく知っている間柄の方です。土地改良区の理事を一緒に務めており、8 h a ほどの水稻農家の方になります。

耕作において特段の問題はないと考えますので、皆様のご審議をお願いいたします。

委員 6番の耕作者については、認定農業者であり、自作地・借入地を含め、周辺農地に悪影響を及ぼすことなく、農地の全てを効率的に利用しております。息子さんも農作業に従事しており、今後も問題なく耕作が行えると考えております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員 8番の耕作者については、会社を立ち上げた父の跡を継ぎ、現在は稲作を中心にコシヒカリや彩のきずなを栽培しておりましたが、暑さ対策を考え、今後は彩のきずなに絞り、ドローン等を使用しながらの耕作を検討しているそうです。今後も休耕農地があれば積極的に耕作していきたいとのことです。まだ若い方なので、今後の耕作も期待しております。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、4番及び7番を除く案件については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議長 全員賛成と認めます。よって、議案第36号のうち4番及び7番を除いては「意見なし」と決定します。

続いて、4番について審議いたします。

議事参与の制限に該当する農業委員には、退席をお願いします。

（該当委員退席）

議長 4番について事務局より説明してください。

事務局 4番については、耕作者は主に勝呂地区で約18haの農地を耕作しており、主に水稻を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議長 担当地区より説明をお願いします。

4番 勝呂地区 小島委員

委員 4番の耕作者については、勝呂地区、赤尾地区において広く田んぼを耕作しております。離農していく農家さんの土地を引き受けていただいております。今後も勝呂地区の水田を広く管理していただきたいので、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 4番についてご質疑等はございますか。

議長 無いようですので、採決を行います。

議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、4番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願い

いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第36号のうち4番については「意見なし」と決定します。

(該当委員着席)

議 長 続いて、7番について審議いたします。
議事参与の制限に該当する推進委員には、退席をお願いします。

(該当推進委員退席)

議 長 7番について事務局より説明してください。

事務局 7番については、耕作者は主に大家地区で約0.3haの農地を耕作しており、主に水稻及び露地野菜を耕作しております。経営体としては個人となり、農業振興課に提出された「農用地利用集積等促進計画書」及び「誓約書」等において、該当要件を満たしていることを事務局で確認しております。

議 長 担当地区より説明をお願いします。
7番 大家地区 岡野 和紀推進委員

委 員 7番の耕作者については、今回の申請については現在の借入地の再申請となるため、現在と同様に問題なく耕作が行われると考えます。ご審議をよろしく願います。

議 長 7番についてご質疑等がございますか。

議 長 無いようですので、採決を行います。
議案第36号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見のうち、7番については「意見なし」と決定したいと思いますが、賛成の農業委員は挙手をお願いします。

議 長 全員賛成と認めます。よって、議案第36号のうち7番については「意見なし」と決定します。

(該当委員着席)

報告第9号 専決処分の報告について

議 長 報告第9号 専決処分の報告について、事務局より説明してください。

事務局 報告第9号ですが、令和7年8月の専決処分については、農地法第3条の3の届出6件、農地法第4条の農地転用届出2件、農地法第5条の農地転用届出3件です。申請内容及び添付書類とも適正であったため、事務局長専決により届出を受理しました。

議 長 ご質疑等がございますか。

(質問・意見なし)

12. 閉 会

会長 石川 猛は、議事がすべて終了したため、令和7年第9回坂戸市農業委員会総会の閉会を宣言した。

上記会議の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和7年9月25日

坂戸市農業委員会

会 長

署名委員

署名委員